

編入学者、転部者及び転籍者に係る単位認定の取扱

令和元年5月30日制定

- 1 商学部への編入学者、転部者及び転籍者（以下「編入学者等」という）の単位認定数及び認定方法については、この取扱の定めるところによる。
- 2 単位認定数
 - ① 3年次編入学者等の認定単位の上限は、70単位とする。
 - ② 2年次編入学者等の認定単位の上限は、40単位とする。
- 3 認定方法
 - ① 3年次編入学者等の認定方法については、次の(1)、(2)の順に優先して適用する。
 - (1) 総合科目、外国語科目、スポーツ・健康科目及び専門基礎科目の必修・選択必修科目に振替認定する。
 - (2) 専門教育科目の必修・選択必修・選択科目に振替認定する。
 - ② 2年次編入学者等の認定方法については、次の(1)、(2)の順に優先して適用する。
 - (1) 総合科目、外国語科目、スポーツ・健康科目及び専門基礎科目の必修・選択必修科目に振替認定する。
 - (2) 専門教育科目の必修・選択必修・選択科目に振替認定する。

附 則

この取扱は、令和元年5月30日から施行する。